

共助社会づくり懇談会 運営要領(案)

共助社会づくり懇談会（以下「会議」という。）の運営については、「共助社会づくり懇談会の開催について」（平成25年4月15日内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1．会議は、原則として非公開とする。
- 2．会議の配付資料は、原則として、会議終了後、内閣府ホームページにおいて公表する。
- 3．公開された会議の議事録については、原則として、後日、内閣府ホームページにおいて公表する。
- 4．座長が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事録の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
- 5．この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は座長が定める。